

平成24年 8 月

関西広域連合議会定例会議案

(連合長提出)

目 次

	頁
第 8 号議案 平成23年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件……………	1
第 9 号議案 平成24年度関西広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の件……………	2
第10号議案 関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件……………	3
第11号議案 関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の 一部を改正する条例制定の件……………	4

**第 8 号議案**

**平成23年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件**

平成23年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算は、別冊平成23年度関西広域連合歳入歳出決算書のとおりであるから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

平成24年 8 月23日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

## 第9号議案

## 平成24年度関西広域連合一般会計補正予算（第1号）の件

平成24年度関西広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39,268千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年8月23日提出

関西広域連合長 井戸敏三

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 547,460	千円 30,364	千円 577,824
	1 負担金	547,460	30,364	577,824
5 繰入金		1	2,968	2,969
	1 基金繰入金	1	2,968	2,969
6 繰越金		1	5,936	5,937
	1 繰越金	1	5,936	5,937
歳入合計		654,467	39,268	693,735

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 315,107	千円 32,968	千円 348,075
	1 総務管理費	192,039	32,968	255,007
3 事業費		326,154	6,300	332,454
	2 広域観光・文化振興費	21,272	6,000	27,272
	3 広域産業振興費	27,854	300	28,154
歳出合計		654,467	39,268	693,735

**第10号議案**

**関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年8月23日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

関西広域連合職員定数条例（平成22年関西広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「15人」を「20人」に改め、同項第2号中「2人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第11号議案

**関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年8月23日提出

関西広域連合長 井戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年関西広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第16条中「及び第45条から第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）まで」を「第45条及び第46条」に改める。

(関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年関西広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「職員を除く」の次に「。）を除く」を加える。

第6条第1項中「京都府人事委員会」を「地方公共団体の人事委員会」に改める。

第7条第1項中「第2条及び前条」を「前2条」に、「第2条の規定」を「第5条の規定」に改める。

(関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年関西広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬の額
広域連合長	支給しない。
副広域連合長	
広域連合委員会委員	
広域連合委員会副委員	

選挙管理委員会委員長	日額	6,000円	地方公共団体の常勤の職を兼ねる者については、報酬は支給しない。
選挙管理委員会委員	日額	5,000円	
識見を有する者のうちから選任された監査委員	日額	10,000円	
議員のうちから選任された監査委員	日額	8,000円	
法令又は条例の規定による委員等（この表において別に定めるものを除く。）	日額	8,000円	
その他の特別職の職員	任命権者が予算の範囲内で定める額		

別表第2職名の欄中 「副広域連合長」 を 「副広域連合長  
広域連合委員会委員  
広域連合委員会副委員」

に改め、「非常勤の」を削り、同表費用弁償の額の欄中「旅費条例」を「関西広域連合職員の旅費に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。